

小牧市いじめ問題対策委員会及び小牧市いじめ問題調査委員会条例

平成27年9月15日

条例第34号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づく小牧市いじめ問題対策委員会及び法第30条第2項の規定に基づく小牧市いじめ問題調査委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 小牧市いじめ問題対策委員会

(設置)

第2条 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を実効的に行うようにする等のため、小牧市いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 対策委員会は、小牧市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)の対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止その他教育委員会が必要と認める事項について調査し、審議し、及び答申し、又は意見を具申する。

(組織等)

第4条 対策委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 重大事態が生じた場合に特別の事項を調査させ、及び審議させるため必要があるときは、対策委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第6条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 対策委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されるまでの間に行われる会議は、教育長が招集する。

- 2 対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 対策委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 対策委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第9条 この章に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める。

第3章 小牧市いじめ問題調査委員会

(設置)

第10条 法第30条第1項の規定に基づき報告された重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うため、小牧市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第11条 調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査し、審議し、及び答申し、又は意見を具申する。

(組織等)

第12条 調査委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、必要の都度、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員は、対策委員会の委員を兼ねることができない。
- 4 委員は、当該諮問に係る答申又は意見の具申をしたときは、解任されるものとする。

(準用)

第13条 第6条から第9条までの規定は、調査委員会について準用する。こ

の場合において、第7条第1項ただし書中「教育長」とあるのは「市長」と、第8条中「教育委員会事務局」とあるのは「市長公室」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。